

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十四項第二号、第百二十六条の二第一項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十四号の一部を次のように改正する。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件

前文を次のように改める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十四項第二号、第百二十六条の二第一項及び第百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。

第一号及び第二号を次のように改める。

一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一に定める構造方法

ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの（シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他法第二条第九号の二に規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。）とするにぞ。

二 令第百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三に定める構造方法

ロ 前号ロに定める構造方法

附 則

13の告示は、平成十二年六月一日から施行する。